

平成28年度秋田県立湯沢翔北高等学校専攻科
入学者選抜学力検査問題等作成方針

秋田県教育委員会

1 基本方針

- (1) 高等学校学習指導要領(平成21年文部科学省告示第38号)に基づくものとする。
- (2) 学力検査問題等の内容は、介護福祉科の特別選抜においては小論文、一般選抜においては一般常識及び作文とする。生産技術科の特別選抜においては実技、一般選抜においては数学及び機械一般の学力検査とする。
- (3) 学力検査は、各教科の目標・内容に即し、基礎的・基本的な事項及びそれらを活用することについて、学習の成果が多面的にしかもきめ細かに把握できるように出題する。
- (4) 検査時間はそれぞれ60分とする。

2 各教科等の配慮事項

各教科等において、次の事項についての学力がみられるように配慮する。

(1) 小論文

語句、表現など書くことに関する基本を理解した上で、課題について考察した内容を、論拠を明らかにしながら論理の構成や展開を工夫して効果的に書く力

(2) 一般常識

介護福祉士として必要な一般的な知識及びそれを基に思考・判断する力

(3) 作文

与えられた課題に応じて、これまでの生活体験や学習事項を基に、表現や構成に留意しながら適切に書く力

(4) 実技

機械加工旋盤作業における基礎的な技能

(5) 数学

数学Ⅰ、数学Ⅱにおける基本的な概念や原理・法則を理解し、事象を数学的に考察し、表現する力

(6) 機械一般

機械工作・機械設計における基礎的な知識や技術を理解し、活用する力